

特定商取引法専門調査会における今後の審議の進め方（案）

平成27年10月26日

消費者委員会事務局

特定商取引法専門調査会（以下、「本専門調査会」）では、平成27年8月に中間整理を行い、これまでの審議状況を整理した。

中間整理の段階で既に議論の収束がみられ、見直しの方向性について委員の意見が概ね一致している論点については、最終的な取りまとめの段階で中間整理の内容を確認することとした上で、今後の本専門調査会における審議については、議論の成熟度が十分でない論点や見直しの方向性が委員間で一致していない論点などを重点的に取り上げて議論することとしてはどうか。

中間整理を踏まえ、重点的に取り上げるべき論点としては以下の論点が考えられる。

- (1) 勧誘に関する規制について
- (2) 販売事業者等によるクレジット・金銭借入・預金引き出しを勧める行為等に関する規制について
- (3) アポイントメントセールスにおける来訪要請方法について
- (4) 虚偽・誇大広告に関する取消権について
- (5) 通信販売事業者の表示義務について
- (6) 美容医療契約の取扱いについて
- (7) 執行上の課題について（事前参入規制等について）

各論点の中間整理における記載の抜粋

(1) 勧誘に関する規制について

・「中間整理」 14頁

議論の結果、勧誘に関する行為規制の強化の要否も含め対応の方向性については、必ずしも委員間で、立法による対応の必要性も含めて共通認識が形成されるには至っていない。

・「中間整理」 15頁

本専門調査会においては、消費者庁等の協力も得つつ、訪問販売及び電話勧誘販売における消費者トラブルの実態について精緻な分析及びこれまでの法規制の効果の検証を行った上で、立法による対応の必要性についての認識が共有されれば、勧誘に関する規制を強化した場合等の産業界への影響、執行強化と規制強化との優先順位、バランス及び実現可能性等の観点から更なる検討を行い、事業者、消費者等の関係者が協調して取組を進められる一致点を目指して、議論を深めていくこととする。

(2) 販売事業者等によるクレジット・金銭借入・預金引き出しを勧める行為等に関する規制について

・「中間整理」 16頁

借入れをする行為やクレジット契約を組む行為、預貯金を引き出す行為については、高額商品を購入する際に通常行われている行為であり、事業者が消費者に対してこうした行為を勧める行為が直ちに不適切なものにはならないとし、営業活動への影響を懸念する観点から慎重な意見があった。他方、特定商取引法第7条では、指示を行う前提として「取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認められるとき」と規定されており、何らかの悪質性を伴わない場合には指示は行われなため、一般の借り入れやクレジットの利用を勧める行為を一律に規制するものとはならないという意見があった。また、金融機関からの借り入れとクレジット契約とは性質が異なるという意見もあった。これらの意見を踏まえ、引き続き検討を行う必要がある。

(3) アポイントメントセールスにおける来訪要請方法について

・「中間整理」 18 頁

特定商取引法の訪問販売に係る規制を及ぼすことが必要な取引とそれ以外の取引をどのように画していくかという観点から、引き続き検討を行う必要がある。

(4) 虚偽・誇大広告に関する取消権について

・「中間整理」 19 頁

本専門調査会においては、消費者契約法専門調査会における議論の推移も注視しつつ、通信販売という取引形態の特性を踏まえて、必要に応じ、更なる検討を行うこととする。

(5) 通信販売事業者の表示義務について

・「中間整理」 20 頁

今後、割賦販売法の見直しの具体的な進捗と産業構造審議会割賦販売小委員会からの期待を踏まえ、事業者の負担に配慮しつつ、引き続き検討を行うこととする。

(6) 美容医療契約の取扱いについて

・「中間整理」 22 頁

委員からは、美容医療契約のうち役務が継続的に提供されるものについて、エステティックとは区別をしてトラブルに対処する観点から、特定商取引法の特定継続的役務として規制対象とすることに対して肯定的な意見が多く出された。

今後、業界の実情を十分に踏まえつつ、更なる検討が行われる必要がある。

(7) 執行上の課題について（事前参入規制等について）

・「中間整理」 24 頁

事業者には及ぼす影響、消費者保護及び取引の適正化への効果とそれに必要なコスト等の観点を押さえながら、制度の目的、対象となる事業者の範囲、管理体制等の制度設計について慎重に検討を行いつつ、事前参入規制等の導入について、引き続きその適否も含めて検討を進めることとする。